

※この法令は廃止されています。

#### 平成二十四年経済産業省令第五十九号

規則  
中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律施行規則（平成十九年法律第三十九号）第二条第四項及び第十二条第一項の規定に基づき、経済産業省関係中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

**第一条** この省令において使用する用語は、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。  
 2 この省令において「子会社」とは、中小企業者が発行済株式の総数、出資口数の総数若しくは出資価額の総額の百分の五十以上に相当する数若しくは額の株式若しくは出資を所有する関係又は第一号若しくは第二号に該当し、かつ、役員の総数の二分の一以上を当該中小企業者の役員若しくは職員が占める関係を持つている他の事業者をいう。

一 当該他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の百分の四十以上、百分の五十未満に相当する数又は額の株式又は出資を当該中小企業者が所有していること。  
**第二条** 法第二条第四項の経済産業省令で定める関係は、次の各号のいずれかに該当する関係とする。

一 外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体（新たに設立されるものを含む。）以下の事業者の発行済株式の総数、出資口数又は出資価額の百分の二十以上、百分の四十未満であつて、かつ、他のいずれの一の者が所有する当該他の事業者の発行済株式の数、出資口数又は出資価額をも下回っていないこと。

（外国関係法人等に関する経済産業省令で定める関係）  
 二 次のイ又はロに該当し、かつ、外国法人等の役員その他これに相当する者（以下この条において「役員等」という。）の総数の二分の一以上を中小企業者の役員又は職員が占める関係又は当該外國法人等の株式等の総数又は総額の百分の四十以上、百分の五十未満に相当する数又は額の株式等を当該中小企業者が所有していること。

ロ 当該中小企業者の所有する当該外國法人等の株式等の数又は額が百分の二十以上、百分の四十未満であつて、かつ、他のいずれの一の者が所有する当該外國法人等の株式等の数又は額をも下回っていないこと。

三 外國法人等の株式等の総数又は総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式等を、子会社若しくは外國子会社（中小企業者が前二号に規定する関係を有する場合における当該各号の外國法人等をいう。以下この条において「子会社等」という。）又は子会社等及び当該中小企業者が所有する関係

四 次のイ又はロに該当し、かつ、外国法人等の役員等の総数の二分の一以上を、子会社等又は子会社等及び当該中小企業者の役員等又は職員が占める関係  
 イ 当該外國法人等の株式等の総数又は総額の百分の四十以上、百分の五十未満に相当する数又は額の株式等を、子会社等又は子会社等及び当該中小企業者が所有していること。  
 ロ 子会社等又は子会社等及び当該中小企業者の所有する当該外國法人等の株式等の数又は額が、当該外國法人等の株式等の総数又は総額の百分の二十以上、百分の四十未満であつて、かつ、他のいずれの一の者が所有する当該外國法人等の株式等の数又は額をも下回っていないこと。

この省令は、中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第四十四号）の施行の日（平成二十四年八月三十日）から施行する。

附則（平成二六年九月二九日経済産業省令第五一号）  
 この省令は、貿易保険法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十月一日）から施行する。